



# 随意契約理由書

平成25年1月7日

調達件名	独立行政法人理化学研究所 知的財産統合管理システム機能追加及び改修		
研究室等名	社会知創成事業 連携推進部 知財創出・活用課	契約希望 相手先	株式会社日本特許情報システムズ
所属長名	鷹津 俊一 	担当者名	宮崎 裕輔 
		伝票番号	
I. 供給可能な者が一に限られると認められる理由を詳しくお書きください。			
<p>本件は理化学研究所が運用する知的財産権の統合的な管理を目的として、平成16年度に整備した「知的財産統合管理システム(RIPS)」を利用して業務を実施するにあたって、年々多様化する特許管理(出願、維持、検索等)に関する業務等に迅速かつ適切に対応するための機能を追加するものである。</p> <p>具体的には既存システムに格納されているデータ類(共同出願協定書、出願管理台帳、人マスタ管理、代理人情報管理等)の検索機能や項目、出力の追加、契約書誌データに関する項目追加、および帳票出力機能修正、文字数制限の修正、実施報告書の機能追加等、実務に合わせた機能追加を行うことにより、業務を円滑かつ、より効果的に運用するものである。</p> <p>同社は運用開始から数回の改修を経て現在に至るまで、運用保守業務を滞りなく行っており、システムを熟知し、また、理研側の業務やシステムの要望をよく理解している。</p> <p>以上のことから、当該システムをもっとも熟知し、作業中に万が一障害が発生した際も迅速かつ確実な復旧を可能とするのは、開発会社である同社のみであるため、本業務の依頼先として指定する。</p>			

-----<<以下、契約業務部記載欄>>-----

II. 上記のIの理由が、次の(1)～(12)に該当するかどうかについて。

該当： 有 ・ (無) (該当有の場合は項目番号に○を付すこと)

- |   |  |
|---|--|
| (1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されているもの  | (6) 再販売価格が維持されている場合又は供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入になるもの       |
| (2) 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地又は建物に係る購入又は賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)に係るもの | (7) 事務事業を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの |
| (3) 官報に掲載するもの   | (8) 緊急を要するもの   |
| (4) 電気、ガス若しくは水又は電話について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)                                 | (9) 契約予定者以外と契約することが、著しく支障があると認められるもの                     |
| (5) 郵便に関するもの(信書に係るものであって、料金が後納であるもの)  | (10) 企画競争により契約予定者を特定したもの                                 |
|   | (11) 契約事務取扱細則第22条第1項第12号から第14号及び第17号に規定するもの              |
|   | (12) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの                               |

III. 発注方針について

- 上記Iの理由は、契約事務取扱細則第22条第1項各号の規定に該当しないため、一般競争入札を実施する。
- 上記Iの理由を認め、上記の者を契約予定者と定め、公募を実施する。(IIに該当しない場合)
- 上記I及びIIを認め、上記契約予定者を契約相手者と定め、随意契約により契約締結する。

根拠規程等 1: 契約事務取扱細則第22条第1項第 号

2: 政府調達に関する協定第15条第1項( )

部長	調査役	調査役	課長	検	担当
/	/	/	